

「市民公益活動が拓く豊かな地域社会づくり」提言概要版

作成者 豊中市市民公益活動推進委員会
 (平成13年(2001年)6月設置)
 委員会設置目的
 豊中市市民公益活動推進指針(平成14年度中に策定予定)に向け、「市民公益活動」に取り組む市民や学識経験者の経験や立場から、市長に提言する。
 提言提出時期 平成14年(2002年)11月

委員会事務局

豊中市 市民生活部 市民活動課
 〒560-0022
 豊中市北桜塚2-2-1
 市立生活情報センターくらしかん内
 TEL.06-6858-5751
 FAX.06-6858-5095
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/npo/>

目次

- 第1章 市民公益活動の意義
 - 第1節 市民公益活動の役割と可能性
 - 第2節 市民公益活動の現状と課題
- 第2章 市民公益活動を推進するために
 - 第1節 協働の原則
 - 第2節 協働の範囲と手法
 - 第3節 協働推進のためのそれぞれの役割
 - 第4節 施策の推進にあたって
- 第3章 推進の具体的方策
 - 第1節 活動環境基盤づくり
 - 第2節 協働事業の推進
 - 第3節 評価の仕組み
- 第4章 推進の仕組みづくり
 - 第1節 推進体制の整備
 - 第2節 行財政改革と「協働型」職員の育成
 - 第3節 市民がつくる「市民活動センター(仮称)」の検討
 - 第4節 条例制定について

委員会委員

跡田直澄 慶應義塾大学商学部 教授(会長)	牧里毎治 関西学院大学社会学部 教授(会長職務代理)
有田典代 NPO 法人関西国際交流団体協議会 事務局長	三木秀夫 NPO 法人大阪 NPO センター 理事
葛西芙紗 元「国際ネットワークとよなか」代表・NPO 法人TIFA代表	新開悦子 豊中アジェンダ21推進会 副委員長
峰岸暁美 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 会長	芳村幸司 NPO 法人北大阪ユニバーサルデザイン
小島真美 公募市民	李 泰雨 公募市民 推進協会 事務局長

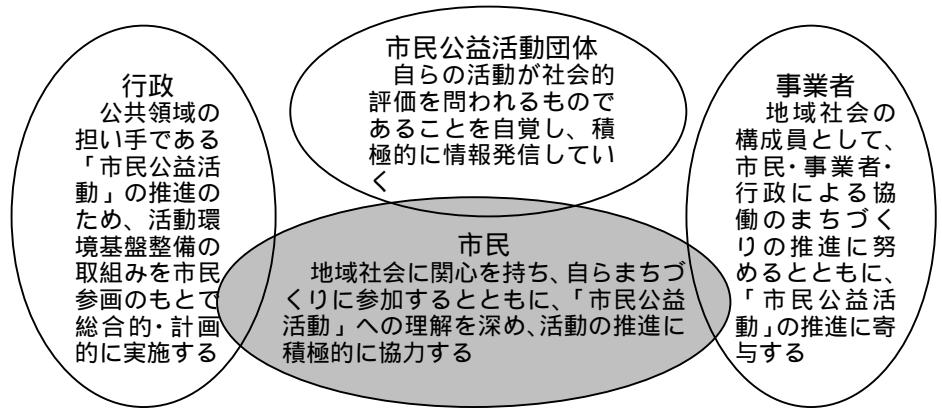
施策推進の目標

「市民公益活動」を推進するのは、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を展開するため

前提条件

- ・市民・事業者・行政の信頼関係
- ・各主体の特性を活かしあえる関係
- ・行政の意識や体制を改革
- ・情報公開と市民参画を促進
- ・幅広い活動を皆で支える協働の原則
- ・目的の共有
- ・対等性の確保
- ・相互理解の推進
- ・自発性・自主性の尊重
- ・透明性・公開性の確保

協働推進のための役割



活動環境基盤づくり

情報基盤：市民公益活動団体情報、公共施設情報などの行政情報、地域情報、助成金情報等が、わかりやすく集約され、どこでも、誰でも、手に入れられる、相談できる

公共施設：市民公益活動団体間の利用条件格差の緩和 使用手続や使用料の一本化・電子化 日祝早朝深夜に使える 印刷等作業や交流のスペース・インターネット常時接続環境 倉庫スペース、市民公益活動団体が集積する事務拠点として継続的提供が可能な施設 閉講時の学校施設や余裕教室等の活用 運営への市民参画

- ・ 実施可能か、小学校区ぐらいのエリアで実験し、仕組みづくりを具体的に検討
- ・ 公共施設のほか、空店舗や空家の有効活用が進む仕組みづくり

担い手の：活動を活性化し、マネジメント力を高め、実践につながり、自立を促す研修機会 育成発掘 分野・組織を越えた連携・交流・学習が図れる機会 確保 機会づくりは公民館・学校教育の場など身近なところで 人材発掘・確保の工夫 例、インターン受入促進策、ボランティア休暇活用促進策 財源確保のための情報や技術・場を提供する

協働事業の推進

- 行政の補助金制度を再構築すると共に「公募制補助金制度」を導入
 - 目的・交付基準・申請手続・補助結果等の公開や、自立化促進と既得権化防止の仕組みが必要
 - 社会の変化や必要性に応じて制度や補助額の見直しができる仕組みが必要
 - 分野を超え複数団体が応募できる「公募制補助金制度」を導入し、既存制度の見直しを推進
- 市民が運営する基金を検討する
 - 「市民公益活動」を社会全体で支える仕組みとして、行政の補助制度のほか、市民・事業者・行政・市民公益活動団体が資金を出し合い、市民が運営する基金の創設を検討する
- 市税減免制度の検討と民間融資促進に取り組む
- 行政事業の委託
 - 「委託」の前に、その領域は行政がすべきか、民間がすべきか、協働ですべきか、検討が必要
 - 委託の最終目的は、経費削減ではなく、公共サービスの向上
 - 選定基準は、営利非営利共通で、実力があり行政委託に頼らない組織を選ぶ、明確なものに
 - 選定手続きは公開で、審査委員は「市民公益活動」を熟知した人に
 - 事業者と競合する場合優先する等の促進策の検討
 - 仕様作成過程は、民の特性を行政事業に活かし、対等となる方法で
 - 「市民公益活動」の先駆性が、市民ニーズを革新していく特性に留意
 - 受託を希望する市民公益活動団体の情報が行政で共有される仕組みが必要

提案公募型委託事業の導入

評価

- 「市民公益活動」を社会的に評価する基準や仕組みが必要
- 特に「市民公益活動」への公金投入については基準づくりから市民参画であることが必要
- 評価は第三者機関で客観的に行うことが必要

推進体制の整備

協働のルール（指針・条例）づくりを市民参画で進める
 行政内の総合的な推進体制づくりと主管課の役割を明確にする
 協働は、行政と市民セクターだけでなく、行政組織内の関係構築、自己改革
 「市民公益活動」推進における豊中市と市出資公益法人等の役割の明確化と連携の促進

- 市民公益活動団体と協働・競合する場合があることを認識
- 「市民公益活動」に任せられるものは任す
- 事業内容・定款等を社会変化に応じて見直す
- 実績を有する民間人の登用
- 出向行政職員等の役割の明確化
- プロパー職員の自主性と企画力が発揮でき、定着できる仕組みづくり
- 分野・セクターを越えた交流が可能な勤務条件の整備
- 市民が運営に参画できる組織づくりの検討
- 市出資公益法人等間の交流や機能的連携

「市民公益活動」推進における市出資公益法人等の役割
 担い手となる市民や市民公益活動団体の支援・育成
 行政と市民公益活動団体とのパイプ役
 ・市民公益活動団体の声や地域課題を、行政や関係団体と調整し、行政施策等に反映させる
 ・行政と市民公益活動団体の協働に際し、専門性・信頼性を保証し、調整・連携する
 市民公益活動団体間、事業者・行政・教育機関等との連携

協働型職員へ

新しい研修制度
 市民セクターとの人材交流
 市民公益活動団体や事業者、大学など他セクターの人材登用 など

「協働型」職員
 「市民公益活動」の多様性への理解
 「市民公益活動」がパートナーであるということの認識
 市民や「市民公益活動」が発する情報や問題提起を受け取る力
 多様な機関・人の参加・協力を促す調整力
 行政・市民公益活動団体・事業者の比較優位性を認識し、協調できる力 など

センター検討

市民がつくる「市民活動センター（仮称）」の検討～市民公益活動相互が支えあう仕組みづくり～
 ・行政は環境基盤整備に力を入れ、市出資公益法人等には「市民公益活動推進」外の独自の設置目的がある等の限界があるので、市民公益活動団体同士で協力し支えあう新しい仕組みと場が必要
 ・市民による主体的検討と、豊中市・市出資公益法人等との連携に向けたプロセス共有が必要

検討課題
 「市民活動センター（仮称）」の必要性／目的・役割／機能／市出資公益法人等との関係／設置主体／財源／創設場所／運営方法と担い手／スケジュール

条例制定

市民公益活動団体をまちづくりの重要な主体として位置づけ、協働を総合的に推進する旨を明確化
 ・法的な位置づけで行政に実施責任を課し、継続的に協働を推進する根拠として必要
 ・市民・事業者・行政・市民公益活動団体が、協働を進める際に常に立ち返る原点
 ・これまでの取り組みや議論の積み重ねのもと、手順・段階を踏んで、速やかに制定することが必要
 ・協働が全庁的な政策課題として認識されるよう、市政運営の基本となる条例であるとの位置づけに
 ・「市民公益活動」を取り巻く状況の急激な変化に応じた、定期的見直しの仕組みが必要